

料金後納郵便

森田塾

ゆうメール

4月、税理士法人 森田事務所 西宮支社
開設しました！ 相続・事業承継をテーマに
セミナーを開催します！！
講師は当事務所の精鋭より厳選！

西宮森田塾

平成31年 4月23日(火) 第1部 13:00 ~ 14:30

相続対策は税金だけ？ 講師：鈴木 孝昌 (相続診断士・ファイナンシャルプランナー)

相続が発生したときに生じる困りごとや紛争は避けたいと思いますが、問題が起きているご遺族は少なくありません。どの様にすれば円満な相続にすることが出来たのか・・・ 相続対策は大きく分けると3つです。今からでも遅くありません！ 相続の基本的な知識や事例に基づいた相続対策を身につけ、争族を防ぎ、円満な相続になるよう今から準備をしましょう！

相続対策は必要か否か？

争族を避けるために考えたいこと

相続発生後の困りごと

生命保険の活用事例

平成31年 4月23日(火) 第2部 15:00 ~ 16:30

相続で失敗しない保険活用法 講師：島田 正彦 (株式会社 サポート 取締役)

相続で重要な対策には3つあります。1つは、遺産分割で争わないための「争族対策」、2つめは、相続税の負担を軽減するための「節税対策」、3つめは、相続税を払うための「納税資金対策」です。これらを同時に満たす対策に「生命保険」です。

生命保険死亡保険金は受取人を指定することができ、生命保険は相続財産ではないため争族を避けることができます。また、生命保険死亡保険金の非課税枠が認められているので、相続税の負担を軽減できます。相続税の申告納税は、発生から10ヶ月以内ですが、遺産分割協議が終わっていない場合、預貯金から現金が引き出せないということがありますが、生命保険死亡保険金は受取手続きすれば短時間に現金を受け取ることが可能です。このように、相続税対策に特化した生命保険の具体的な活用方法をご案内します。

平成31年 4月24日(水) 第1部 13:00 ~ 14:30

中小企業の事業承継対策 講師：御所 健康 (税理士法人 森田事務所 九州コンサルティング部 責任者)

長年にわたり苦勞して築き上げてきた財産を、どのように維持し、活用し、次の世代に継承していくのか。事業承継で社長や後継者を悩ませる大きな課題の一つに「自社株の承継問題」があります。増大した内部留保や、不動産の価値による含み益が生まれ、額面の100倍以上の自社株評価になるケースもあるようです。円滑に事業承継を行うためのポイントを押えながら、その後起こる相続についての対策も大公開します。

余計な税金を払わないための工夫とは

中小企業オーナーの相続の注意点

自社株評価の引下げ対策

納税猶予制度/メリット・デメリット

平成31年 4月24日(水) 第2部 15:00 ~ 16:30

税務調査 ~ 相続編 ~ 講師：税理士 市原 雅夫 (税理士法人 森田事務所)

相続税がかかりそうな方にとっては「税務調査」は怖い、嫌なものというイメージがあるでしょう。実はきちんと対策をすれば心配はありません。税務調査は税務署の調査官が、相続財産として申告した財産の状況を実際に確認する手続きのことです。もし、税務調査の結果として、納税した金額が少なかったような場合には、ペナルティとして追徴課税や延滞税といった形で追加の税金納付を求められる可能性もありますので、注意が必要です。税務調査が行われやすい時期、調査が来たときの対応について解説させていただきます。

税務調査は絶対にごまかせない！

税務調査が行われやすいのはどんなひと？

税務調査の流れを知っておく！

税務調査が決まったらどうすればいい？

会場 西宮市甲風園1-10-11 中村ビル5F

参加費 無料！ 定員 20名！

アクセスマップ 裏面

主催：株式会社 サポート 担当：島田・三嶋
神戸市中央区加納町4-3-17
TEL.078-224-5010 FAX.078-224-5046
http://www.consul-support.com



後援：税理士法人森田事務所 担当：福岡・斉藤
M-TACグループ 神戸市中央区加納町4-4-17
MTAGroup ニッセイ三宮ビル6F
http://www.molita.jp

セミナー参加申込は「裏面」へ

要 事前申込

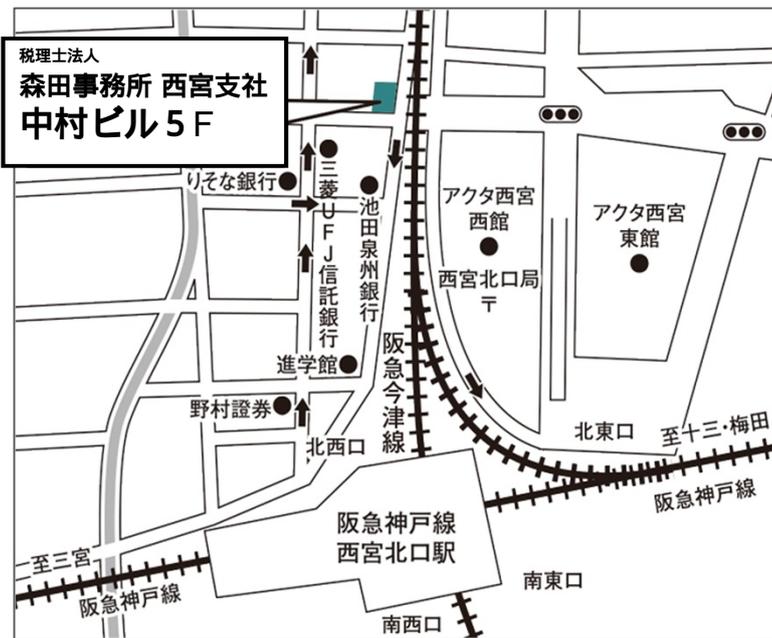


税理士法人森田事務所 代表 森田茂伸からのご挨拶

神戸の地で開業したのが平成元年、今年は31年目に突入しました。皆様のご支援、本当にありがとうございます。
おかげさまで神戸以外にも事務所を展開し、現在では、福岡・長崎・熊本・香港にも事務所を構えています。
そして、今春、税理士法人森田事務所 西宮支社を開設する運びとなりました。
これもひとえに皆様のご支援、ご愛顧の賜物と深く感謝しております。社員一同、より一層業務に精進いたす所存で
ございますので、何卒倍旧のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、税理士法人森田事務所 西宮支社開設に伴い、「西宮森田塾」を初開催をさせていただきます。
テーマは、ずばり『相続』です。昨年7月の、財産(物権、債権)や家族(親族、相続)に関するルールを定めた民法の
改正に伴い、2019年1月から相続の法制度が変わりました。相続分野に関する改正は1980年以来、約40年ぶりです。
今、まさに転換点を迎えている『相続』を、当事務所の精鋭より厳選のメンバーが、さまざまな切り口から解説します。
皆様の相続に対する不安の解消の一助となるような情報が満載のセミナーです。
一人でも多くの方にご参加いただき、お役に立てていただければ幸いです。

会場のご案内



税理士法人 森田事務所
西宮支社

西宮市甲風園1-10-11
中村ビル5F
(1F 日住サービスさんのビルです)

阪急神戸線・今津線「西宮北口」駅
(北西口) 徒歩3分

会場が分からないときは
森田事務所 西宮支社 0798-78-2881 まで

お電話でのお申込は:078-224-5010 メールでのお申込は:main@moritaoffice.com

お申込は今すぐどうぞ！ 下記にご記入の上FAX下さい FAX:078-224-5046

事業所名		ご芳名	
		ご参加人数	
所在地	(〒 -)	TEL	
		FAX	
参加コースにレ印をつけてください		メール	
4/23 1部	4/23 2部		
4/24 1部	4/24 2部		